

おかやま出会い・結婚サポートセンター
「縁結びサポーター」運営規約

1 縁結びサポーターとは

結婚を希望する若者の支援に社会全体で取り組むため、おかやま出会い・結婚サポートセンター（以下「センター」という。）に登録し、出会いの機会の拡大や婚活に関する情報提供等をボランティアとして行います。

2 活動

縁結びサポーターは次の活動内容のうち、出来るものから自主的に活動してください。

- (1) センター及びセンターが実施している事業の結婚を希望する若者への周知
 - ・おかやま縁むすびネットへの登録の促進等
- (2) 結婚相談、助言、結婚についての意識啓発
- (3) 出会いサポーター等が開催するイベントのサポート
- (4) 出会いの相談、交流会の開催等結婚を希望する者を支援する活動
- (5) 「おかやま縁むすびネット マッチング」におけるお引合せや交際のフォロー

3 登録方法

(1) 登録条件

次に掲げる要件のいずれも満たす県内在住の方で、ボランティアとして結婚支援を行っていただける方。但し、未成年者は除きます。

- ① 婚活中（結婚を希望する者をいいます。）でない者
- ② 婚活関連事業を業として行っていない者
- ③ 暴力団等に該当していないこと

(2) 応募方法

次のいずれかの方法により申し込んでください。

- ① おかやま縁むすびネットの応募フォームに必要事項を入力し、送信してください。
- ② 別紙の「縁結びサポーター登録申込書」（様式第1号）に必要事項をご記入の上、センターまで郵送又は **FAX** により提出してください。

(3) 登録証の交付及び登録期間

- ① 3（1）に定める登録条件を満たし、センターが実施する研修を受講し、誓約書を提出した方を登録し、登録証を交付します。
- ② 登録期間は登録された日から2年（登録の初年度に限り、翌々年度の末日まで）とします。
ただし、研修等を受けることにより、再登録することができます。

(4) 研修の実施

縁結びサポーターの登録にあたり、センターは、少子化の現状や個人情報保護、人権、縁結びサポーターの活動に必要な事項に関する登録研修を実施します。

4 結びすと

センターは、縁結びサポーター登録者の中から、「おかやま縁むすびネット マッチング」におけるお引合せや交際のフォローを行っていただく方を「結びすと」として委嘱します。

(1) センターは、次に掲げる要件のいずれも満たす方から「結びすと」を委嘱します。

- ①個人情報（氏名、居住する市町村名、写真）をセンターのホームページに掲載することに同意すること
- ②スマートフォン又はパソコンが使えること
- ③センターが依頼するマッチングに関するお引合せ以外の仲介活動を行わないこと

(2) 「結びすと」の活動は、別に定める結びすと運営実施要領に沿って実施するものとします。

(3) 任期は、委嘱された日から1年（登録の初年度に限り、翌年度の末日まで）とします。ただし、研修等を受けることにより、再任することができます。

5 費用

縁結びサポーター（結びすとを含む。）は、ボランティアを基本とし、その活動においては費用、報酬等如何なる名称にもよらず無償とします。ただし、お引合せに同席する際には申込者及び被申込者から各2,000円の茶菓代・交通費等を請求、受領することとします。

6 禁止事項

縁結びサポーター（結びすとを含む）は、その任期のうち及び任期が満了した後において、下記に定める行為を行ってははいけません。

- (1) 縁結びサポーターとしての活動において知り得た個人情報を家族を含め第三者に漏らすこと又は適正な管理を怠ること
- (2) 縁結びサポーターとして知り得た情報を当該お引合せ及びその後の交際以外の目的に利用すること（宗教活動、政治活動、販売活動、自らの婚活等）
- (3) おかやま縁むすびネットで閲覧した個人情報を複写若しくは複製又は保管すること
- (4) おかやま縁むすびネットに虚偽の情報を入力すること
- (5) おかやま縁むすびネットのログインID及びパスワードを第三者に漏らすこと又は第三者をしておかやま縁むすびネットを操作させること
- (6) その他会員の身体生命財産若しくは名誉に損害を与え又は縁結びサポーター若しくはセンターの信頼を損なう行為を行うこと

7 登録の削除等

3（1）に定める登録条件に該当しないことが判明した場合又は6に定める禁止行為があった場合は、センターは縁結びサポーターの登録を削除することができるものとします。

サポーター又は利用者等から、6に定める禁止行為の情報提供があった場合には、センターは必要に応じ、その行為の該当者に同意を得ることなく、該当者とその行為に関わる情報を警察等の関係機関に照会することがあります。

6に定める禁止行為が判明し、その態様が悪質又は結果が重大である場合には、センターは、法律に基づき厳正に対処します。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成29年5月10日から施行する。